

山口県農業協同組合中央会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに本会職員が個々の能力を十分に発揮でき、仕事と家庭を両立させ安心して働き続けることができる雇用環境の整備を行うため、次のように具体的な取り組みを進める。

1 計画期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

2 内容

<労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための環境の整備>

目標1 子育て世代の育児目的の休暇の取得促進

(主旨)：子育て世代の職員について、男女ともに育児に関する休暇が取得しやすい環境を整備する。

<対策>

令和6年4月～ 男女ともに育児目的の年次有給休暇や時間有給休暇を積極的に取得できるよう、日常業務において相互協力ができる体制を整備する。

目標2 子育てを行う女性職員が就業を継続し、活躍できる環境づくりを進める。

(主旨)：子育てを行う女性職員について、仕事と子育ての両立を支援する。

<対策>

令和6年4月～ 働き続けながら子育てを行う女性職員がキャリア形成を進めていくために必要な業務体制の整備など、仕事と家庭の両立支援制度の充実化を図る。

目標3 子どもを持つ労働者における子の看護休暇の利用実績を、男女ともに30%以上とする。

(主旨)：子どもを持つ労働者について、看護休暇制度（時間単位取得等）の利用を促進する。

<対策>

令和6年4月～ 本制度の周知に努めるとともに、該当者への働きかけと柔軟な運用を行う。

目標4 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

(主旨) : 再度、諸制度の周知等を行い、利用しやすい環境を整備する。

<対策>

令和6年4月～ 社内イントラネットで関係諸制度の周知を行うとともに、該当者への個別通知を行い、利用を奨励する。

目標5 1人あたりの年次有給休暇の年間平均取得率を40%以上とする。

(主旨) : 年次有給休暇に対する意識の改革を図り、年次有給休暇の年間平均取得率を40%以上とするための措置を講ずる。

<対策>

令和6年4月～ 計画的な取得に向けて職員代表との協議や管理職への周知を行う。
また、取得状況の定期的な把握および管理職による取得の推進を行う。

以 上